

第5回滋賀県農業・水産業基本計画審議会 議事概要

■ 日時

令和3年1月22日(金) 14:00~16:00

■ 場所

県庁新館7階大会議室

■ 出席委員

淡路委員、奥村委員、久保田委員、島林委員、清水委員、立花委員、辻川委員、
鳥居委員、成田委員、羽田委員、深尾委員、藤田委員、森委員、横江委員
以上14名(五十音順、敬称略)

■ 県出席者

西川農政水産部長、他関係職員

1 開会

(1)農政水産部長あいさつ

【西川農政水産部長】 改めまして、こんにちは。今日はこの審議会にいろいろな事情で出にくい中を御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

この新型コロナウイルス感染症は、また全国的に感染者数が増える局面に入っ
てしまい、本県は幸いにまだ落ち着いている方かと思っ
てはいるものの、医療の面
で言えば、病床の占有率が高い水準にあり、少し緊張感を持ちながら我々も今、仕
事をしているという状況でもございます。

特にクラスターが出ますと、保健所とかの対応に非常にしわ寄せが行くため、県
庁全体として、少し後回しにしてもいい仕事は後回しにして、そちらに人を投入しよ
うという動きになります。そうなりますと、この農政水産部は人を出していく側、提
供して行く側になってまいりますので、少し窮屈な仕方をしながら仕事に取り組ん
でいるということでもございます。

今日は広い会議室で換気も少ししながら、できるだけ感染防止対策を行いなが
ら会議を開催したいと思っております。いろいろ不都合があると思っておりますけれど、
どうぞ御容赦をいただきたいと思っております。

さて、今日、この会議、第5回目になりました。実は、1回目は令和元年11月11日
ということで、1並びの日をお願いをいたしました。1年余りということで、当初の予

定ではもうとうに終わっていたと思いますが、このコロナの影響を加味したいという思いがありまして、ちょっと時間をかけて検討させていただきました関係で、長くお付き合いをいただくことになってしまいました。誠に申し訳ございません。そろそろ取りまとめのタイミングとっております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

今回、前回の第4回で計画素案に対していただきました様々な御意見を念頭に、原案に当たる資料を用意いたしました。これを御説明し、御議論をいただいた上で、最終的に答申の形にまとめる姿にしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

また、これまでの会議の中で、計画と併せて御説明をいたしました条例案、「持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例」につきましては、昨年末の11月県議会の中で審議をいただきまして、条例として可決成立しました。名前が長いということで、公募でアンケート取りまして、人気投票のようなことをやって決めましたが、「しがの農業みらい条例」という愛称をつけながら、4月から施行されるという形になりました。誠にありがとうございます。

本日は計画の審議の最後の機会になると考えております。委員の皆様からは、これまでと同様に活発な御意見を頂戴できますようお願いいたします。冒頭御挨拶いたします。本日はどうぞよろしくお願いを申し上げます。

(2) 成立確認

【司会】 本日の委員の15名のうちの14名の方に御出席をいただいております。委員の過半数、2分の1以上が御出席ということで、本審議会規則第4条第3項に基づき本会が成立していることを御報告申し上げます。

2 議題

(1)次期「滋賀県農業・水産基本計画」計画原案【案】について

【会長】 よろしくお祈いします。私のほうで、またいつものように議事進行ということで進めさせていたきたいと思ひます。

先ほどの御挨拶にもありましたが、本日が審議会の最後となりまして、皆様の御協力のおかげで原案という形で今日出されておりますので、これを最終的に今日確認した上で、いろいろ御意見いただき、最終的に答申という形に持っていきたいと思ひます。御協力のほどをよろしくお祈いいたします。

それでは、早速審議に入りたいと思ひますので、今日は議題が一つということで、次期滋賀県農業・水産業基本計画の原案の【案】について説明をお祈いいたします。

(県より資料①～⑤を説明)

【会長】 はい、ありがとうございます。

今、今回が原案の【案】ということで、前回の審議会の時の計画素案からどこが変わったのかということをお説明いただきました。これを中心に、あるいはお手元にある原案や、全体的にどこからでもよろしいかと思ひます。最後の機会ですので、お気づきの点とか御意見いただければと思ひますが、どうでしょうか。

【委員】 今日で第5回ということで、御苦勞様でした。

質問ですが、12ページ、学校教育の関係の344行目で、ここを湖魚等の「等」がありますので、農水産物としては駄目なのでしょうか。「学校給食における地場産の活用」でいいのでは、という意味での質問です。教育委員会が調べておられますが、学校給食で地場産を使っておられるのは米を入れても3割ぐらいです。米がほとんど地場産ですので、野菜や他の部分は他県あるいは輸入物になると思ひます。そういう意味で、地場産の割合を高めていただければという意味で、他に書いてあれば私の間違いかと思ひますが、「食の安全・安心」と併せて「県内の地場産の活用」を書いたほうがいいのではないのでしょうか。

また、先ほど経営類型のところを確認したいのですが、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の改定は、平成26年6月が最後でしたか。

以上です。

【会長】 どうでしょうか。重要な御指摘をいただきました。まず、営農類型のところをお祈い

認お願いできますか。

【県】 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針は、平成26年6月に策定したものが現時点で一番新しいものであります。今後は、今般の基本計画の改定等を見据えた上で、基本方針を見直したいと考えております。以上でございます。

【県】 失礼いたします。学校給食の関係ですが、まず1点目は湖魚等の県内水産物しか書いておりませんので、もう少し幅広に農畜水産物という表現で整理をさせていただきたいと思っています。

それから、学校給食の中での食の安全・安心の部分をとということでございます。御指摘のとおりかと思いますが、学校給食での食材の選定そのものについては、農政水産部でイニシアチブを取る部分がなく、この計画の中でしっかり書き切ることは難しいのではないかと考えているところでございます。

【西川農政水産部長】 ちょっと補足させていただきます。

【会長】 はい、お願いします。

【西川農政水産部長】 最初の給食の関係は、実は337行目が農業のつもりで、ここに「学校給食等通じ」となっていますが、確かにここを見ますと、最後の表現が「農業への理解促進」だけになってしまっていますので、この湖魚の話と少しバランスが良くありませんので、表現を工夫させていただこうと思います。

【会長】 はい、よろしくお願いします。重要な点だと思います。

今回、コロナのこともありましたので、どちらかという県内産の量的・安定的な供給という部分が強調されるあまり、安全・安心が印象としてトーンダウンしたように感じます。次世代を担う人たち、子どもたちに安全・安心と、県内産ということを結び付けて理解の醸成を図ればと思いますので、工夫をお願いしたいと思います。

他にどこからでもいいと思います。原案に対して何かありますでしょうか。

【委員】 同じく12ページで質問ですが、347行目の「都市部に暮らす女性に向けた「食と農」の魅力発信」とありますが、これは女性に限定しているのは何か理由があるのでしょうか。ちょっと気になりました。

私自身が地域の農業と、日本酒のプロジェクトをしている中で、都市部に向けて情報発信をしているのですが、日本酒というコンテンツだからかもしれませんが、

結構男性も興味を持っていただいています。別に女性に限らなくてもいいのではと思います。

【会長】 どうでしょうか。実は、ちょっと私もここは気になったところでありました。

【西川農政水産部長】 すみません。ここは女性に限ろうという意識は特段ございません。実は、いろいろな調べや経験を通じて、私たちが承知しておりますのは、例えば商品を選ばれる、あるいはどこかの地域などを応援しようという場合、男性より女性のほうがネットワークを非常に大事にされ、そのことが何かを選ばれる時の非常に重要なファクターになっていると思っております。その力を活用したい、力にしていきたいという思いで、このように表現しております。

決して限定しようという趣旨ではなくて、女性がそういう特徴をお持ち、あるいは全体としてそういう傾向があるということを生かしたいという意味で表現をしております。これで誤解が生じかねないということであれば、表現は工夫したいと思いません。

【会長】 ありがとうございます。今の点ですが、ここは私もちょっと引っかかりました。というのは、12ページの最初に出てくる基本的な考え方とか見方、理念に関わるようなところで女性限定になってしまいます。ジェンダーで男女あるいはそのどちらにもという部分が今あるのでしょうかけれど、ここは具体的な政策とは分けて看板は広く掲げて、頭から限らないほうがいいと思います。具体的な施策の中で力を入れる点として表現していただくほうがいいという気はします。

【委員】 すみません。28ページの807行目から816行目に、当該計画の水稲関係で令和7年度の目標とする成果指標の数字が上がっていますが、このことでお聞きしたいと思います。

今回の基本計画は、特に琵琶湖システムを主眼とされ、環境こだわり米の耕作を大幅に増やしていこう、増やさなければならない、もちろん品質も良くなるようにしなければなりません。琵琶湖システムという面から水稲のオーガニック農法、それから環境こだわり米を増やしていこうということになっております。

環境こだわり米の作付面積割合ですが、現状値の2019年度は44%、目標値は令和7年度に50%に持っていこうということになっています。これと併せて、23ページの成果指標の22番のオーガニックの面積は、現状値の133haから7年度は345haと2倍半ぐらいとなっています。環境こだわり米とオーガニックは、面積としてリンクしているのでしょうか。

【県】 失礼いたします。まずは環境こだわり米の作付面積割合ですが、環境こだわり農業推進基本計画の中で、令和4年に50%を目指す目標を持っております。それを令和7年まで続けていくということです。

これはなぜかと言いますと、多様な米作りを進める中で、全てを「環境こだわり」で進めるということではございません。多収米も進める必要があります。ただ、農薬を少なくするように取り組んでいただきたいのですが、「環境こだわり」まで必要かということとは分けて考える必要もあると思います。いろいろな米づくりをしなければならぬ中で、「環境こだわり」としては半分ぐらいという目標を持ち、それを継続していきたいと思っております。

その中でオーガニックは、環境こだわり農産物の内数で増やす目標を持っております。令和7年度の目標面積は345haで、これを令和4年に300haまで、県の水稲の作付面積が約3万haですので、その1%程度まで持っていき、それから徐々に増やしていこうという目標を持っております。いずれにしても内数ということで、一部リンクをした考え方を持っているということでございます。

【委員】 はい、分かりました。ありがとうございました。

【会長】 よろしいでしょうか。はい。

【委員】 すみません。私も数字を確認させていただきたいのですが、いろいろな施策を講じて滋賀県の農業・水産業を盛り上げていこうとされると思いますが、17ページの489行目、No.11の「新規就農者の3年後の定着率」は、目標値のほうが現状値より下がっています。これは無理に下げられるのか、何か意味があってこの数字になっているのかよく分かりませんので、教えていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

【県】 はい、ありがとうございます。この目標数値は、新規就農者である就職就農された方、あるいは自営就農された方の3年後の定着状況を見ております。現状値の令和元年度は、平成28年に就農された方の定着率が87%ということでございます。

ところが、その前をたどりますと、平成30年度は74%、平成29年度は75%、平成28年度は72%というふうには、実は75%を超えたことがありませんでしたが、令和元年度の調査は高い数字が出ました。

細かい分析はできていませんが、経済の状況とか、就農当時の状況とかで令和元年度については高い数字が出たと考えております。これを継続的に高めていこうということで、目標としては令和元年度よりも低くなりますが、自営就農の方は95

%、就職就農の方は他産業並みの75%を確保していくように支援するという
ことで、95%と75%の比率から83%という目標値を置かせていただいて、83%を
コンスタントに上回れるように設定したということでございます。

【委員】 ありがとうございます。

それでも目標掲げておられるのですから、ここだけを見ると下がったという印象
を受けますので、目標値は同じにするとか、少し上げるとか、何か工夫されたほう
がいいと思います。

【県】 はい。御意見賜りました内容を再度、検討させていただきます。

【西川農政水産部長】 すみません。実は、内部でも今の御意見の内容について、かなり議論しま
した。

例えば、表現の仕方として、遡って5か年の平均でみる方法もあるのだろうと。そ
うすると、平均した数字が出てきて、違和感のない目標設定ができるのだろうとい
うこともありました。

しかし、残念ながら、過去5年くらいの平均をとろうとすると、データが十分に整
備できていない、実はそのような実情もございまして、こういう形にしています。

一つには、自営就農の方は自分で土地を持って営農されておられますので、当
然、95%は持っていかなければなりません。一方、就職就農については、これは農
業という産業の特徴だけではなく、例えば御家庭の御事情などいろいろな事情が
ある中で動きが出てきますので、他産業を超えてまで農業だけが特別に上げてい
く理由もないだろうということもあって、このような加重平均をしながら数字を出し
たということでございます。あえてこれを超えていくと、数字の根拠の説明がしにく
くなってしまう、ということもあります。

表現の仕方を工夫したいと思いますが、目標数値についてはこのようなイメージ
がふさわしいのではないかと考え、今回、このようにさせていただいたことでご
ざいます。

【会長】 はい。ただ、今の御意見のように目標が下がるというのは、注釈をつけるなどの
必要があると思います。そもそも雇用就農の場合は、単年度の変動が非常に大き
いですし、2018、2019の数字を見ただけでは分からないということもありますの
で、データがないという部分はあると思いますが、何か工夫ができないか検討して
いただきたいと思います。

【西川農政水産部長】 表現の仕方を少し。

【会長】 表現ですよ。現状で高い数字が出ているけれども、目標がそれより下がっているという、ここはどう表現するかということを御検討いただきたいと思います。他にどうでしょうか。

【委員】 すみません。環境のことでちょっとお聞きしたいのですが。27ページに農業濁水対策や農業系廃プラスチックの削減対策の推進など掲げられていますが、これはこれで結構なのですが、最近、漁業を営む中で気づくことがあります。

それは、ヘドロが年々増えていることです。また、琵琶湖で酸素が足りない状態が見つかっています。これは雪が降らなかったため、全循環ができていないことが原因とされています。今年、急に寒くなって雪も相当降りました。これで環境が少しは改善されるかなと私も実は期待しています。ところがヘドロが、今まで我々が感じてきた以上に、想像を絶するぐらいの量に増えています。湖底の様子を皆さんに分かるように説明をすることが難しいのですが、なぜこんなことが言えるのかというと、網にヘドロがかかってくるからです。

網に大量のヘドロが入ると、負荷がかかって網を傷めてしまいます。それぐらいヘドロが増えています。魚がいるところは比較的ヘドロが少ない。網もきれいに上がってきて、魚が入ってきます。ということは多分、魚は少しでもヘドロが少ない、居心地のいい場所に移動しているのだらうと思います。

このヘドロの増加が一定の基準で止まってくればいいのですが、増えるのには何か原因があると思います。この原因が、あくまでも推測に過ぎませんが、農業濁水も関わっているのではないかと思います。ヘドロが増えているという事実だけは、湖底の様子を調べていただければすぐに分かることです。増える原因を早急に止めないと、施策を講じていただいてもなかなか結果が得られないのではという気がしています。その辺をもっと強く改善できるような施策にいただければありがたいです。

以上です。

【西川農政水産部長】 では、私から少し。

【会長】 お願いします。

【西川農政水産部長】 おっしゃるとおりで、ヘドロという言い方が正しいかどうか、いろいろな表現があると思いますが、湖底の様子が昔とは違っている、砂地が減って泥地が増えていることは、皆さん共通におっしゃることでありまして、恐らくそういうことだろう

と思います。いろいろな原因があるだろうと思っています。

例えば、逆に川から砂が入ってこなくなったということも一つありますし、農業の濁水も以前と比べて、昔と比べて多いのか少ないのか、それはよく分からないところがありますが、依然として入っているということもあります。あるいは、水草が大量に繁茂したものが枯れて沈み、そのことによってたまることもあるだろうと思っています。原因は一つではない、ということであるだろうと思っています。

ただ、現実問題として、それをきっちり表現して調べたものがあるかという、そうでもありません。実は新年度に、浅い水域ですけれども、特に沿岸帯のところは調査を琵琶湖一周、やってみたいと思っています。

前は、何年前でしたか？

【県】 平成14年ですから17年前ぐらいだと思います。

【西川農政水産部長】 前回は17年前ですので、間が空いてしまっています。来年もう一度調査し、その間に琵琶湖の湖底が、特に漁業で大事にされる沿岸のエリア、例えばシジミなどがたくさんいるエリアですが、そのようなところがどう変わってきているかということは、調べてみたいと思っています。

根本的な原因を見つけ出せるかはなかなか難しいと思いますけれども、まずは現状把握をしたいと思っています。

【会長】 はい、ありがとうございます。

今の点、ヘドロという具体的なワードが出てきましたが、例えば環境の29ページのところですと、具体的に漁場の環境改善の取組の推進のところでもそうですけれども、漁業者は具体的な毎日の琵琶湖の状況が分かるわけですよね。ですから、漁業者と環境に関わる情報共有をしながら、琵琶湖の環境の状況を情報発信するなど、そのような仕組み的なところで何か表現できないかと思います。

ヘドロと具体的に言うよりも、実際、日々、漁業者が漁をしながら感じている、見ている琵琶湖の環境に関する情報を吸い取って生かすということを、他分野との連携でもいいですし、この場所でもいいので、何か文言的に工夫して入れられればと思います。

講習会開催への支援をするというだけではなく、情報の共有を促進するなど、ふわっとした文言になるかもしれませんが、例えば、農業サイドでは濁水防止に取り組んでいるから大丈夫という部分があるのでしょうかけれども、実際、漁をしていると、いろいろな問題が見えてきて、そこで得られたもの、情報を生かすことを入れられれば、今の問題は掬っていけますし、次年度の事業も取り組んでいますよ、という形に持っていける気がするのですが、どうでしょうか。

【西川農政水産部長】 ありがとうございます。いろいろな情報を漁業者の皆さんから、特に漁業協同組合を通じて頂戴しています。特に水産試験場には、直接、情報をいただいています。

そういうものを、いろいろな形で、まとめた形では水産試験場なども発信していますが、個別に、リアルタイムには発信していませんので、どういう形が取れるか、検討してみたいと思います。ありがとうございます。

【会長】 例えば、県民の皆さんがこれを見た時、漁業者が「環境ウォッチャー」のような形で頑張ってくれているという認識を持たれば良いと思います。そういう位置づけをここで示すことができればと思います。

毎回の情報をどうするかはこれからの具体的な課題だと思いますが、そういうのを入れることがそれこそ「気づき」につながりますし、みんなで琵琶湖を守っているという理解の醸成を図る意味でも良いという気がします。御検討いただければと思います。今もやっているところを促進するという書き振りでいいと思います。

はい。他にどうでしょうか。どこでもいいのですけれども。

【委員】 22ページの660行目ですが、「開発したイチゴの新品種を活用した販路の開拓」と書かれていますが、これはイチゴだけでしょうか。なぜかと言いますと、私はブルーベリーも作っていますので、教えていただけますか。

【県】 県で現在、新品種の育成をしているのは、お米とイチゴのみになります。米は、米のところで新品種育成の活用ということを書いています。ここは地産地消という部分で、イチゴ以外では国などいろいろなところで開発されているものもあると思いますが、ここでは県で開発したものがイチゴという位置づけで書いております。

【西川農政水産部長】 すみません。少し補足しますと、今、イチゴをたくさんの方が作ってくださっています。イチゴの品種は世の中にいろいろ出ている中で、滋賀県で作れる品種は少ないのです。たくさん、いろいろなところで新しい品種がありますが、ほとんどは品種を開発された方の意向でエリアが限定されたりするなど、滋賀県で作れる品種が多くないということです。

今、滋賀県で作られているイチゴは「章姫」という品種が非常に多いです。これは育成者権が切れている古い品種ですので、皆さん自由に作れます。「章姫」は、大変甘くて大粒でおいしいイチゴなのですが、皮が柔らか過ぎ、運んで市場へ出しますと、持って行った先でもう既に傷んでいるというようなことがよくあります。摘み取りの観光いちご園や農場直売ならいいのですが、出荷にはなかなか向かない、と

いろいろな課題がありまして、まずはそこを何とかしなきゃいけないだろうということで、まずもってイチゴについて取組を始め、ようやく品種が固まりつつあるという状況があります。このように県で取り組んできたものですから、それはここへ書いて、しっかり使えるようにしていきましょうということでもあります。

今、ブルーベリーのお話も頂戴しましたけれども、ブルーベリーについてはイチゴほど県内で作っていらっしゃる所は多くないと思います。あるいは品種として非常に不都合があるのかという課題があれば、他の作物も含めて、その必要があれば考えていかなければならないと思います。

まずもっては、先ほどの説明のとおり、米の他にはイチゴに取り組んで、その成果が出つつある、ということでございます。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 私もイチゴとしか書かれてないのは、おそらく育成のことかなと思いましたが、例えば一般の方にはそれは分からないですね。ですから、一般の方にはイチゴだけかとか、おそらく農業者の方もイチゴだけ優遇されているのかというようなイメージで捉えられるといけませんので、書き振りを「イチゴを中心とした」など、幅広い捉え方もできるようにした方がいいと思います。

例えばブルーベリーも、課題があれば汲み取って県で着手するという可能性もあるという方向性の含みを持たせる上では、余りにも限定的に書くのはどうかという気がします。

ここも検討いただければと思います。県が開発しているというのはよく分かりますし、品種の育成者権の保護期間は登録してから25年でしたでしょうか、その期間は許諾がない限り作れませんので、滋賀県で作るのだという、そこは非常に分かりますけれども、それ以外の余地も残しておくことが基本計画では大事なのかと思います。核となる部分を書き、その回りにある可能性のある部分というのも含める、そんなニュアンスの出し方がいいという気はします。

【西川農政水産部長】 実は、今のところはブランド化のところであります。

19ページには新品種の育成の項目を設け、まずは新品種を開発する部分としては、ここにありますように、お米も普通の主食用のお米の他に酒米も記載していますし、あるいは新しい小麦の品種の選定と普及など、当面、我々が課題であると思っ
て取り組もうとしているもの、例えば下から二つ目には、「そばや伝統野菜のなど地域の資源を生かした生産の推進」も記載させていただいております。

それから、今、御指摘いただいたところは、でき上がったものをどう使ってPR、販売促進をしていくかというところ、地産地消や販路拡大をしていくかというところで

ありますので、品種の育成や選定に係るものについては、この5年の間にここまで
はたどり着かないという趣旨で、イチゴに限って記載している姿に実はなっておりま
す。

新しい品種を開発する、あるいは使える品種を選ぶということについては、この
19ページで表現できればいいという整理をしたということでございます。

【会長】 はい、分かりました。「滋賀の幸」を広めに取れるようにしていただければと思
います。要するに、イチゴは開発してこれから売り出す、ブランド価値を高めるとい
うことですが、もちろん、「滋賀の幸」ということであればイチゴに限りませんので、幅広
くように取れるような工夫をお願いしたいと思います。

他にどうでしょうか。

【委員】 私は、前回の素案から今回の原案の【案】というところで、全体を通じて自分の思
っていることを言いたいと思います。

新型コロナの影響によって、今までと生活が大きく変化していく中で、人と人の
つながりの重要性や、人は人を生かし生かされているということを実感するよう
になりました。基本計画の検討の中での最初の方向性が、共通視点の人として求め
られている、この人ということを礎に置いたことが、方向性として間違いではなかつ
たと今思っています。

また、コロナがあったことで、ゼロベースに近い形で組み立てていけたというこ
ともある意味良かったと思っています。

コロナによる生産者、また流通・販売業者、消費者の相互の関わりの変化を通じ
て、それぞれやはり人であるという基本に立ち返って、それぞれの関わりを軸にそ
れぞれを主人公とした血が通っているような計画になっていると全体を見て感じ
ています。

農業を営むということだけではなく、滋賀県産の農産物を手に取って食べてもら
うなど、そんないろんな立場から農業のすそ野を広げていくという方向性が、私も
農業者の一人として、全体を見て共感できる内容になっていると思いました。

以上です。

【西川農政水産部長】 ありがとうございます。

【会長】 ありがとうございます。まさしく今回はそういうベースといたしますか、本当に大事
なものは何だったのかというところから書き起こすことは非常に重要で、今まで人
のつながりや、幸せというのを政策に込めるということはおそらくなかったのではな
いかと思います。

以前、日本型食生活というのを政策に入れる時も、確か議論があり、個人の食にまで政策が踏み込むのはいかがなものかというのがありました。今となってはそれが当たり前のようなことになっています。

やはり今、人のつながり、そして食べられる幸せということに踏み込んだというのは、ある意味、画期的で、計画素案の段階では「幸せ」があまりにも多くて、ちょっと押し売りだという印象も一方ではありましたが、踏み込んだということは大きな一歩と思っています。

他にどうでしょうか。

【委員】 前回、<人-2>のところで、子どもと大人を分けたほうがいいと言っていました。今回、そのところも合わせて全体にSDGsを入れていただいたことはすごくいいことだと思います。実は前回の会議でも、学校教育で取組を行うことは難しいと皆さんおっしゃっていましたが、普通の民間企業の中で、今、SDGsを宣言することが非常に言われています。そこで、これからは子どもたちの学校教育にもSDGsの目標と、その解説が入ってくるから、大人ももっとしっかり勉強しなさい、と言われていました。まさに前回の会議では、そのようなことをイメージして実は発言していましたので、言い忘れていましたが、今回入れていただいて本当に良かったと思います。

全体の話になりますけれども、<人-2>や<経済-5>のところでファンの拡大など書いていただいています。これはまさにブランディングのことになってくると思います。県外から移住してきた私にとっても、滋賀県の食材は一つ一つのブランド力があり、非常に魅力があると思います。

ただ、食材はブランド力があるのですが、そのブランディングがどうなのかと言いますと、ちょっと話が変わってきます。これは他の会議でも言っているのですが、「おいしが うれしが」や、「環境こだわり農業」、「魚のゆりかご水田」など名称が分かれています。消費者が識別するためのものがブランドやブランディングですので、消費者側から見るとそれが少し分かりにくいと思います。

それぞれの名前に意味合いがあり、「おいしが うれしが」と「環境こだわり農業」はまとめられないとずっと言われてきていますので、そこは理解はしていますが、やはりマーケティング、これから売れる仕組みを考えていっていただけるということですので、是非これを機会に整理をしていただきたいと思います。「オーガニック米」と「環境こだわり米」が違うというような混乱もまた出てきます。それぞれの意味や名称もとても素敵ですが、ネーミングだけが先走らないで、それが消費者から見てつながる仕組みを少し考えていただければと思います。

今回は最後なので意見させていただきました。

【西川農政水産部長】 まさに御意見のとおりでありまして、それぞれのものにはその名前ができた理由とその意味合い、あるいはそれにここまで関わってくださった人たちの思いが全部関わっています。どれを残して、どれを止めにしようとなりづらいというのはありますが、そもそものネーミングが必ずしも消費者に向けて作ったとは言えないものが実は多くあります。どちらかという、生産者にとっての運動論、ムーブメントの一つの象徴としての名称のようなものも残ってきてしまっている中で、どのように表現してPRしていくかということは課題ではございます。

今ははっきりこうすると申し上げにくいのですが、課題意識は非常に持っておりますので、引き続き検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

【会長】 消費者が手に取る時に、いかに強力なものとなるよう、是非、検討をお願いします。

少し余談になりますが、名古屋市の自宅の近くに平和堂さんができました。平和堂さん、人気店になっているのですが、その中で、「滋賀県っていいものがあるね」と言われています。さすがに愛知県では愛知県産の野菜を扱っていただいています。いろいろな加工品や野菜の一部は滋賀県産が来てまして、結構人気が高いのです。

京都はすぐ京野菜などのイメージを持つかもしれませんが、「滋賀県、すごい」というような声も聞きますので、是非このブランド力を上げることに力を入れていただきたいなど、生活の中で思っています。全く余談です。すみません。

どうでしょうか、他に。どこからでもいいですが。

ここで私が見ている中で、農福連携のところ「農業、農作業のリハビリテーション」と書かれています。先ほどの「人」のところでも出てきましたが、何が言いたいかと言いますと、これまで農福連携のことが議論であまり触れられなかったと思いついて、少し調べてみますと、今は「リハビリテーション」という段階から一、二歩進んで、障害者の方は担い手として位置づけられています。農業政策で言いますと、新農政の2008では担い手としての位置づけは明確に出ていますし、同じ年に障害者基本法の後期計画の中で、農業法人等への雇用促進が触れられています。要するに2008年以降、障害者の方はリハビリテーションだけではなく、担い手としての見方がありますので、その点を一歩踏み込んだ書きぶりをしていただきたい、と思いました。

農業・農作業の多面的機能を生かしたリハビリテーション、これはもちろんありますし、10年前でしたらそれで良かったかもしれないですけど、国の政策の動きはこうなっていますので、今となるとリハビリテーションだけではなく、プラス農業政策あるいは福祉政策の両面から障害者の方が担い手として活躍できるようにということが基本スタンスだと思います。担い手という言葉、多様な担い手の一角に

なるという表現を入れていただきたいと思っています。

【西川農政水産部長】 ありがとうございます。まさにそういう考え方に立ってはいるのですが、実は、ここでは障害者だけではないということ表現したかったのです。

障害をお持ちの方については、御指摘のように担い手として携わっていただく、支えていただく、ということがありますから、そこは「農業と障害福祉との連携をはじめとして」の連携の部分であると思っています。ただ、ここに担い手という言葉を入れると、もっとふさわしいと私も考えました。

それ以外に、つまり、障害者ではない方も含めた、例えば高齢者であったり、御病気をされた方であったり、そこにまさにリハビリテーションが出てくるわけでございます。あるいは子ども食堂の取組もそうです。従来の農福連携というと、どうしてもそれは障害者の方に限定してきたものを、もう少し広く見たいと表現したのですが、そこが上手に伝わってないならば、少し工夫をして、担い手になっていただくことも含めて見ていただけるような表現にしたいと思います。ありがとうございます。

【会長】 是非、お願いしたいと思います。

どうでしょうか。どこからでも。ちょっと気になった点とかですね。いいですか。

【西川農政水産部長】 それでは、ちょっと私のほうから一つ。

先ほどの事務局からの説明の中で、いろいろイラスト類を全部消しましたという話をさせていただきましたが、実はこれは、来年度以降に最終的にでき上がった時に、冊子にして世の中にお配りをするイメージを作りながら、本を作る時のイメージを先に作りながら、今まで編集をしてきたということでございます。

そのため、イラストのダミーがたくさん入っている状態でもございました。まだ現時点で、イラストに深い意味を持たせていなくて、単なるダミーで入っていたということでございます。今の時点では、イラストについて御議論いただくだけの準備ができない状況でもありますから、そういう意味で一括抜かせていただいています。

最終的に、必要な、分かりやすいイラストが用意できれば、製本する時には入れていきたいというイメージでおります。恐れ入ります。

【委員】 計画書の32ページですが、冒頭、事務局のほうから説明がありました、この当該計画の推進方法でございます。今、部長からもお話がありまして、重複するかも分かりませんが、御容赦をお願いしたいと思います。909行目から910行目ですが、「目指す2030年の姿」の実現に向け、県民みんなが共有し、共感できる計画となるように周知します。」と推進方法が書かれています。

これは最初の審議会で私たちが頂きました現行の計画書ですが、最終的にはこ

のような計画書を作られると思います。本当に立派な計画書の内容を実現しているかと思っても、現実には一部の方しか計画書の内容を分かっておられないというようなことがあると思います。いつも新聞の折り込みには県の広報や議会だよりが入っていますね。これは予算面もあって、いろいろ難しい面もあると思いますので、ここまではしなくても、農業県ですので、こういう計画がありますよ、これに基づいて県は政策を打っていきますよ、ということをもっとアピールするために、できれば、これは要望ですが、A3ぐらいの両面刷りでリーフレットのようなものを作ってください、せめて農業団体、関係者、例えば土地改良区や各市町の農業組合や農協など、そのような農業関連の団体に周知していただくとありがたいと思います。これは要望です。予算の面もあると思いますが、できればいいと思います。

【会長】 そうですね。できたら本当にいいですね。どうでしょうか。

【西川農政水産部長】 今、考えておりますのは、緑色の冊子、現行の計画を御指摘いただきましたけど、確かにこれをそのまま皆さんにお配りして読んでくださる方がどれだけあるのだろう、ということもございまして、ダイジェスト版、パンフレットのようなものは別途作成しようと思っています。

それと併せて、県のほうで、「滋賀プラスワン」というA4のサイズで12ページぐらいの広報誌を2か月に1回出しております、新聞折り込みに入っているかと思えます。それぞれのお宅に届くようになっているものですが、これを是非使って、計画が完成したタイミングで載せていきたいと思えます。

今、いい御指摘をいただきましたので、例えばそれがA3見開きで、4ページ分がぶち抜きになって、取り外して保存版にできるような工夫をもしできればいいなど、今ちょっと、思ったりしております。

あと「県政週刊プラスワン」というテレビ番組もBBCで毎週やっておりまして、我々もそういうところで結構いろいろなことをさせていただけると思っていますので、是非、そういう枠も使いながら、分かっただけのようにお伝えする努力をしたいと思えます。ありがとうございます。

【会長】 ありがとうございます。

これって概要版なども作られる予定でしょうか。例えば、ホームページで見た時に、農林水産省のホームページが典型的ですけど、本体と概要版、イラスト版などがありますよね。そういうのは作られる予定でしょうか。

【西川農政水産部長】 概要版を作成するつもりでおります。計画書をそのまま皆さんにお配りするのは、皆さんも御苦労でしょうけど、我々も経費的な面もありますので、少しペー

ジ数を減らして、分かっていたきやすいものを別途作成するつもりでございます。

【会長】 はい、ありがとうございます。その他どうでしょうか。

【委員】 何でもいいですね。

【会長】 御意見をどうぞ。

【委員】 はい。12ページに「滋賀の農業・水産業のファンを拡大する」と書かれています。何人かの委員の方がおっしゃられた御意見の中で、私の頭に「給食」がずっと残っています。

この資料を読みながら、滋賀県で生きてきた私の人生を純粋に振り返ってみた時に、お米って私、滋賀県産のお米しか食べたことがないのです。私の実家の田んぼは、農機を持っている近所の大きな農家さんに預けていました。田植えや稲刈りの時には、親に田んぼに連れていかれて手伝いをし、小さいころから地元の米を食べることが当たり前でした。

今、近江米には環境こだわり米、有機JAS米、棚田米などいろいろなブランド米があると思いますが、近江米を食べて美味しいと思ったことはありません。なぜかという、生まれた時からその味しか知らないからです。スーパーに売っている東北や北陸のお米を買って、食べ比べたこともありません。小さいころ、田んぼのお手伝いに行くと、農家のお父さん、お母さんが米袋を軽トラックに積んで持ってきてくれて、「今日の日当や、これ食べえ」と言ってくれるのです。

私は今、スーパーでお米も販売しています。最近、ミルククイーンを初めて買われた女性の方から「これ買ってからもう私、他の米、食べられへんわ」と言われました。他の消費者の方からも、「このお米、ほんまに美味しいな」とか、「この品種、いいよね」とよく言われます。でも、私の中では、そんなに美味しいのかなと思っています。

あともう一つ、漁業関連でふなずしのことです。私、実は、ふなずしが大好きです。私が小学生のころ、祖父はお酒の横にふなずしを置いて毎日食べていました。おすましに頭と尻尾を入れて食べていました。これも私にとっては何も違和感がない、普通の滋賀県の伝統の料理だと思います。お米も同じです。

ただ、県外に行って業務用のお米を食べると、その違いがやっぱり分かります。滋賀県だけにいると分かりませんが、いろいろなところに出歩くようになって、滋賀県にはいろいろなものがあると思うようになりました。

滋賀県のお米以外の農産物で、小さいころから記憶に残っているのは、日野菜です。日野菜のぬか漬けに白ごまを振ってお茶漬けにして食べると、ものすごく美

味しかった記憶が残っています。未だに日野菜に対する愛着や誇りがありまして、食べたことがない人がいれば、「日野菜のお漬け物、1回お茶漬けにして食べてみ」と自ら宣伝しています。

このようなことを思い出して、ふと考えると、今、私は青果を取り扱っていますが、私が大人になるまでに記憶に残った滋賀県の農産物を口にすることがほとんどないのです。私の子どもは、ふなずしは食べません。エビ豆も食べません。お米よりも、ハンバーガーやパスタがいいと言っています。

12ページに書かれている食育、学校給食は非常に重要と思います。学校給食で食べたもの、小さいころの味覚は大人になっても染みついています。

今、私は学校給食の指定業者になっていますが、情報を聞いていますと、小学校や保育園、介護施設の地産地消率は非常に低い状況です。また、給食の仕組みを初めて知りましたが、今の給食の入札制度では、地産地消は増えません。農家は生産物を子どもたちの学校給食に出したいものです。農家は、給食に自分が作った野菜を出すことにやりがいを感じます。安くても出したいと言われます。しかし、出せません。その理由は、今の県内の給食のシステムにかなりの不備があるからです。

地元の生産者や漁業者の日頃の仕事の内容を考えないで作られた給食のガイドラインがあり、毎月入札に出してくださいとプリントが配られますが、もう最近、開けていません。生産者は売れるから、儲かるから出すものではありません。出すために生産者がしなければならない行動の現実が、あまりにもデメリットが多過ぎて、出したいけれども出せないということです。これを何とか改善してほしいと思います。そうしなければ、地元で作った野菜を、生産者が喜ぶような野菜を子どもたちに食べさせられません。

子どもたちが初めて食べておいしい、と思ったその野菜はずっと頭に残ります。子どもたちにとってみれば、農業や漁業に触れ合える機会はそこしかありません。芋畑で芋掘りをするのは、興味があるから行くわけです。

「滋賀の農業・水産業のファンを拡大する」と思ったら、給食をきっちりやっていきたいという思いはあります。子どもの頃の記憶が残っていれば、大人になってもつながっていくと思います。

以上です。

【会長】

ありがとうございました。

食育に関わる重要な御意見です。今の給食は、体制を作った時が栄養不足という、どうしてもその枠組みが依然として残ってしまっていて、今の時代には不都合な点がたくさんあるかと思っています。そこは改善しなければなりません。一方で、そこが変わらない部分は、バイパス的に食育という形で何かできることを考えていくことも一つの手だと思っています。

子どもの頃に食べたものは忘れられないですし、価値のあるものです。そこをどう訴えていくのか、今、滋賀県の日野菜の話も出ましたが、伝統野菜がどんどんなくなってきています。しかも、昔の野菜を知っている世代がどんどんいなくなってきています。これは危機的だと思います。効率のいい品種ばかりが残って、本当はこういうものを食べてきた、という部分がなくなってくる。ふなずしの話も出しましたが、ふなずしを食べなくなったことと、滋賀県の子どもの虫歯は関係あるのではないかという研究成果もあるようです。食生活というのは、土地になじんだ食がどんなに大事かということです。本当に、最終的なところに気づきがあったという気がします。

すぐに給食の仕組みを変えるわけにはいきませんが、そういう声を農業サイドからも出していくことが非常に重要だと思います。他分野との連携の中で、充実した真の食育を作っていくというところで、またお力添えをいただければと思っています。

今のお話を聞いた時に、私事ですけど、本当に滋賀県の人、米に対して舌が肥えていると思いました。私の愛知県は「特A」を出したことがない県でございまして、子どもの頃に、「おいしいお米をもらったよ」と、それが滋賀県のお米で美味しかったことをすごく記憶している、覚えている。ですから、子どもの頃においしいお米を食べて育った人は幸せで、その幸せに気づいていただきたいなと思っています。

他にどうでしょうか。時間も押してきましたけれども、よろしいですか、御発言をされてない方で。

【委員】 私も学校給食に納品しているのですが、最近は、量が作れないこともあるため、入札に入れられないこともあります。ニンジンを入れさせていただいていますが、それも不作の場合は代替ができませんので、本当に確保できる量しか入れておりません。学校給食を作っている場所が同じ町内にありますので、本当は小松菜でも水菜でもすぐに持っていけるのですが、わざわざ市場で買っておられることにもどかしい気持ちはずっとありました。本当に給食の制度が変わればいいなと思っておられる農家は他にもたくさんおられると思います。

質問ですが、13ページの表に「琵琶湖の水産物を食べた人の割合」が出ていますのであれば、学校給食で滋賀県の野菜を食べた人の割合も出るのでしょうか。この数字はどうやって出しているのか、疑問に思いました。

【西川農政水産部長】 すみません。今、水産物についてはアンケートを取って数字を出しています。アンケートを取って数字が把握できるわけは、実は琵琶湖の水産物は他所にはないからということがあります。

例えば、私たちは普通に、「これは何産です」といつも産地が分かって食べているわけじゃありません。しかし、例えばピワマスやホンモロコだとすれば、琵琶湖産以外はありませんので、「これは琵琶湖の魚」と皆さん分かって食べていただいています。

す。

これが、例えばダイコン、カブ、あるいは水菜だとすれば、食べていますけれども、産地が分からずに食べている方がほとんどですので、アンケートを取っても数字が把握できないのです。

【委員】 学校給食であれば、何か分かるのでは？

【西川農政水産部長】 学校給食でも、産地が表示されて子どもたちが分かって食べているかという、必ずしもそうではありません。琵琶湖の水産物は学校給食で見ても特殊で、「これは琵琶湖のもの」と分かって食べてくださるケースが多いのですが、野菜はこのようなことが難しいと思います。

例えば、学校給食で滋賀県の野菜を提供した時に、そこで子どもたちにそれを分かって食べてもらえるかどうか、できれば、まさにここにいらっしゃる皆様が語り部で行ってくださると、いいことが起こりそうに思いますが、学校の数が多過ぎて大変ということもございます。このような意味で、データが取れるもの、取れないものの関係がありまして、水産物は数字を出しておりますが、野菜は出しにくいということもございます。恐れ入ります。

【会長】 他にどうでしょうか。いいですか。他になければということもありますが、あと私から少し出させていただきます。

20ページの畜産物のところですが、「近江牛はじめとした」ということですので、近江牛だけではないとは読めるのですが、内容的に近江牛に収れんし過ぎているという気がします。酪農あり、養豚あり、養鶏ありの畜産業ですので、どの一つの分野も置き去りにしない、取り残さないというSDGsの精神もありますように、近江牛の他にも特徴ある畜産物を提供していただいていますので、もう少しその部分を強めに出していただきたいという気がしました。

近江牛は確かに滋賀県が誇るブランドで、海外へも進出しているのですけれども、あまりにもそこにスポットが当たってしまうと、取り残された部分があるのではなにかという気もしないでもないで、お願いしたい、というのが1点です。

他にないですか。いいですか。

もしお気づきの点などございましたら、期限が迫ってきているのですが、すぐに事務局なり、私のほうなりに言ってくだされば、極力対応するようにしたいと思います。

この審議会でこれまで本当にいろいろ御意見を出していただきました。今回、私が自分で言うとは良くないかもしれませんが、コロナのおかげと言ってはいけないのですが、コロナがきっかけになったこともあり、足元を見るいい機会になっ

たと思います。

この審議会は、女性の委員の方が男性より若干人数が多いという、県の審議会
でこのような構成は他にあるのかどうか分からないのですが、私の経験上、これは
本当にびっくりすることで、いわば健全な形、健全というとまた語弊があるのもし
れませんが、いろいろな意味で新しいものにチャレンジした計画に、特徴の
ある基本計画になったのだろうという気がします。

最初に申しあげましたけれども、足元を見ての人のつながりや、この食と農が身
近にある、そしてそれを幸せと感じられるというところまで踏み込んだことが言える、
これは滋賀県の特徴を非常に生かした計画になったと思っています。

本当に長い期間、いろいろ御議論いただいたおかげだと思いますし、これを取り
まもっていただいた県の担当の方にも御礼を申し上げたいと思います。

これで、無事、答申に向けて最終的な調整をしていきたいと思っています。おそらく
微調整といいますか、会議で言うほどでもないなということで発言されなかった部
分もあるかと思いますが、それはまた個別に、早急に言っていただければと思っ
ます。

本日、いろいろいただきましたことを盛り込みながら、あとは私に、一応会長とい
う立場なので一任いただいて、その後で、答申として出す形として皆さんに情報提
供していただいて、2月5日に予定されている答申という形に持っていきたく思っ
ています。

そこで終わるというわけではなく、終わるわけではないというのは、新しい計画を
広めていかなければなりませんので、皆さんのお力を借りることもあるかもしれま
せん。審議で議論に参加した時のいろいろな思いなど、むしろそのような言葉のほ
うが非常に伝わったりしますので、そういう意味ではもしかするとPRの時には、皆
さんのお力添えをいただくことになろうかと思っています。是非とも、今日で終わったか
ら無罪放免でもう知りません、ということではなくて、新しい基本計画はこれから
10年先を見据えていますので、よろしくお付き合いいただければと思っています。
本当にありがとうございます。

では、事務局にお返しします。

3 閉会

- 【司会】 委員の皆様には長時間にわたり御審議をいただきまして、ありがとうございます。また、会長には円滑に議事進行いただきましてありがとうございます。それでは、事務局より連絡事項がございますので、よろしくお願いします。

(事務局より事務連絡)

- ・御意見があれば1月27日(水)頃までに、メール等で受け付ける。
- ・後日、議事録の確認をお願いします。

- 【司会】 それでは、これで本日の審議会を終了させていただきます。最後に再び農政水産部長の西川よりお礼の御挨拶を申し上げます。

- 【西川農政水産部長】 本日はどうもありがとうございました。また、一昨年になります令和元年の11月11日の第1回から本日の第5回まで、熱心に御議論をいただきました。誠にありがとうございました。

何かこの会議がこれで解散になることが非常に名残惜しいくらいの感じになっておりまして、今、会長様からも県の計画としては少し踏み込んだ姿の計画になったのではないかという感想もいただきました。私どもも、そういうものになればいいなというつもりで取り組んできておりまして、皆様方のおかげで、少し今までとは毛色が違うよね、というものにできたこと、大変ありがたく存じます。

今後は、議会の手続などがありますので、実際に計画が決定できるのは秋になるわけですが、決定をすればこれをしっかりと皆様にお伝えをしながら、計画の内容をしっかりと前へ進めていけるように努力をして参りたいと思います。その節にも是非、またお力添えを賜りますようお願いを申し上げます、御礼の御挨拶といたします。

誠にありがとうございました。お世話になりました。

(了)